

多久市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 5 号

多久市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例

多久市老人ホーム入所判定委員会設置条例（昭和 6 0 年多久市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

（5） 福祉事務所次長

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。